

JKA補助事業（競輪）の審査・評価に関する見直しについて （案）

1. 補助の基準（補助方針）

①補助率の明確化

特に公益性の高い事業や自転車関係事業の振興に不可欠な事業（重点分野）以外の高補助率事業を認めないこととし、原則として補助率を1/2以内とする。

②重点分野の明確化

一機械は重点分野を「自転車振興」、「安全安心」、「標準化」、「公設工業試験研究所支援」に限定する。ただし、社会の環境変化に合わせ、必要に応じ見直す。

一公益の重点分野は、「公益（体育・医療・文教・環境）の増進」、「社会福祉の増進」、「非常災害援護」、「地域振興」及び「国際交流の推進」のうち、特に公益性、重要性の高いものを対象とすることとし、基準の明確化を図る。ただし、社会の環境変化に合わせ、必要に応じ見直す。

③補助対象経費・事業

一これまで機械の補助先団体の一部で認めていた「研究員手当」、「借室料」、「海外事務所経費」のうち、

ア) 「研究員手当」については、基準を明確化する。（*）

イ) 「借室料」及び「海外事務所経費」は、原則として認めない。

* 補助方針及び募集要項において基準を明確化

一調査研究事業を行うに当たり、調査研究そのものは当該団体で行わず外部に再委託し、当該団体は実質的に委託先の審査しか行っていないような事業については、補助対象としない。（中抜き排除）

一内部留保率が30%を超えている公益法人は、補助対象主体としない。

④その他

一補助先の新たな分野として、NPO法人、大学・研究機関、技術研究組合等に対する少額案件枠（数百万円以下（*））を設ける。幅広く社会還元を図る観点から、補助率、支払い方法等の基準を策定するとともに、審査基準を明確化する。

* 補助方針及び募集要項において上限額を明示

―補助事業は、原則として単年度事業とするが、客観的基準に従い複数年度事業を認める場合であっても、その期間は3年以内とする。

2. 募集

①募集媒体

―TVCM、インターネット等を活用することにより、幅広く、かつ、新規の募集者に働きかける。

②事前説明会

―これまで、東京で1回、大阪で1回行っていた補助事業説明会の回数を増加するとともに、開催地を多様化し、NPO法人、大学・研究機関、技術研究組合等向けの説明会も開催する。

3. 事務の合理化

①事務的整理の合理化に資するよう、補助要望書のフォーマットを極力具体化・明確化する。

②公設工業試験研究所、福祉車両、リハビリ機器等及び新たな補助先を対象とした少額案件枠（以下、「簡易審査案件」という。）は、原則としてJKA事務局による書面審査とする。

③簡易審査案件以外の案件については、関連する各分野の外部有識者にも事務的審査（書面による要件審査及びヒアリング）に参加してもらい、補助事業審査・評価委員会に適切な情報を提供する。

④前年度に補助事業を行っている補助先団体の場合、ヒアリングの際、前年度事業の事後評価結果と補助要望内容との関係を確認する。

4. 補助事業審査・評価委員会

①審査時間・方法

―審査・評価委員会は、機械、公益それぞれについて、年6回（従来は3回）を基本とし、必要に応じ回数を増加する（6回のうち、少なくとも3回（従来は1回）は個別案件審査に充てる等により、十分な審査時間を確保する）。

―審査方法については、個別案件毎に担当委員（主査及び副査）を決め、予め担当主査が1次審査を行い、担当副査が同1次審査結果をチェックした上で、委員会に諮るものとする。

―必要に応じ申請者からのヒアリングを実施する。

一簡易審査案件については、主査及び副査による事前審査を行わず委員会における審査のみとする。

②審査・評価体制

補助事業審査・評価委員会の委員は、機械・公益でそれぞれ7名となっているが、個別案件毎に担当委員を決めた場合であっても十分な審査を行うことができるよう増員する。また、評価の中立性を確保する観点から補助事業審査・評価委員のうち、評価を専門に担当する委員（以下、「評価専門委員」という。）を数名任命する。

③審査・評価マニュアルの策定

審査・評価を合理的かつ円滑に実施するため「審査・評価マニュアル」を策定する。

5. 事後評価

①事後評価様式等

- 一現在の事後評価様式をより具体化・明確化し、補助先団体に自己評価を行わせることとする。
- 一補助事業成果の効果分析を行い、その結果をJKAでデータベース化し、その後の審査に活用する。
- 一補助事業審査・評価委員会への成果報告は書面だけではなく、実際に発表する機会を設定する（簡易審査案件は除く）。

②事後評価者

- 一補助先団体の自己評価を受け、まずは、JKA事務局及び外部有識者が自己評価に対する「JKA評価」を行うこととする。
- 一JKA評価に対しては、補助事業審査・評価委員会における主査が評価結果をチェックすることとし、主査のチェックが終了したものを補助事業審査・評価委員会に報告する。「評価専門委員」は同委員会において、評価を統括する。

6. 透明性

①補助事業審査・評価委員会

- 一補助事業審査・評価委員会の議事概要は可能な限り詳細化して公表する。
- 一補助事業審査・評価委員会は、個別案件の審査等の場合を除き、公開する。

②補助先団体

- 一JKA補助金の交付を受けた公益法人に対しては、国からの補助金等の交付を受けた場合と同等の情報公開を求めることとする。

③その他（JKAホームページ）

- －補助方針をはじめとする規定類をわかりやすく掲載する。
- －利用事業実績に関するデータを整理して公表する。